

ものづくり補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

オーダーメイド枠
18次公募申請開始!

最大 **8,000万円** の補助が受けられる!!

ミマキエンジニアリングは「ものづくり補助金の申請」を応援します。

ものづくり補助金とは?

中小企業が取り組む革新的なサービス開発・試作開発・生産プロセスの改善をおこなうための支援です。

※中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等、及び一定数以上の中小企業・小規模事業者等の新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラムの経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とした事業。

省力化(オーダーメイド)枠

補助対象事業

令和5年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」で実施するものづくり・商業・サービス生産工場促進補助金のうち、「省力化(オーダーメイド)枠」が対象です。

※製品・サービス高付加価値枠、グローバル枠については、18次で同時募集となります。

また、17次締切の公募に応募する事業者は、18次締切の公募には応募できません。

※詳細は裏面に記載されております。

公募期間

- 公募開始: 2024年 1月31日(水) 17時～
- 申請受付: 2024年 3月11日(月) 17時～
- 応募締切: 2024年 3月27日(水) 17時 (18次締切)

【お問合せ】ものづくり補助金事務局サポートセンター

TEL: 050-3821-7013 受付時間10:00~17:00 (土日祝日を除く)

ホームページ: <https://portal.monodukuri-hojo.jp/otoiawase.html>

公募要領に関するお問合わせ(メール): kakunin@monohojo.info

電子申請システムの操作に関するお問合わせ: monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

その他商品も裏面に掲載しておりますのでご覧ください

ものづくり補助金でMimakiシステムの導入をお考えの企業様へ
Mimakiなら全国17拠点28地域グループで万全のサポート体制です!!



詳しくは当社HP特設サイトまで

https://japan.mimaki.com/topics/support/monohojo_2024.html

本チラシの内容は、2024年1月31日にものづくり補助金事務局から発表された公募要領を基に作成しております。最新情報は、随時更新いたします。

Mimaki®

オーダーメイド枠とは？

人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備(オーダーメイド設備)の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援します。
 ※デジタル技術等を活用した専用設備(オーダーメイド設備)とは、ICT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ(Sier)との連携などを通じて事業者個々の業務に応じて専用で設計された機械装置システム(ロボットシステム等)のことをいいます。デジタル技術等を活用せず、単に機械装置を導入する事業については、対象となりません。

事業概要

補助金額		補助率		基本要件
従業員 5 人以下	100 万円～750 万円	補助金額が 1,500 万円まで	補助金額が 1,500 万円を超える部分	以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定すること ◎ 給与支給総額の増加 ◎ 最低賃金の引き上げ ◎ 付加価値額の増加
6～20 人	100 万円～1,500 万円	中小企業	1/2	
21～50 人	100 万円～3,000 万円	小規模事業者	2/3	
51 人～99 人	100 万円～5,000 万円	小規模企業者	1/3	
100 人以上	100 万円～8,000 万円			

【給与支給総額の増加】

- 給与支給総額は、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）をいいます。
- 事業計画において、給与支給総額を年平均成長率 1.5% 以上増加させること。
 （被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業が精度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年平均成長率 1% 以上増加させること。被用者保険の任意適用とは、従業員規模 51 名～100 名の企業が短時間労働者を厚生年金に加入させることを指します。）
- ※年平均成長率（CAGR）は複利計算をもとに算出してください。

【最低賃金の引き上げ】

- 事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、地域別最低賃金 + 30 円以上の水準とすること。

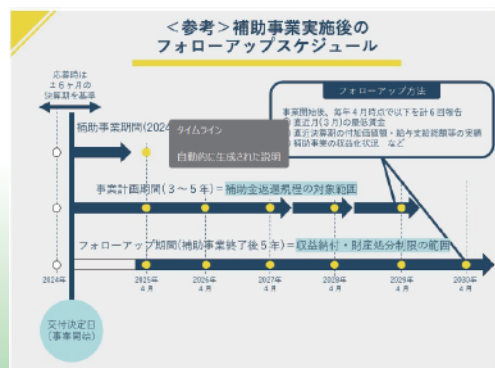
【付加価値額の増加】

- 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費をたしたものをいいます。
- 事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年平均成長率 3% 以上増加させること。

【申請方法】

- 申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。
- 本補助金の申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には 2週間程度を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。

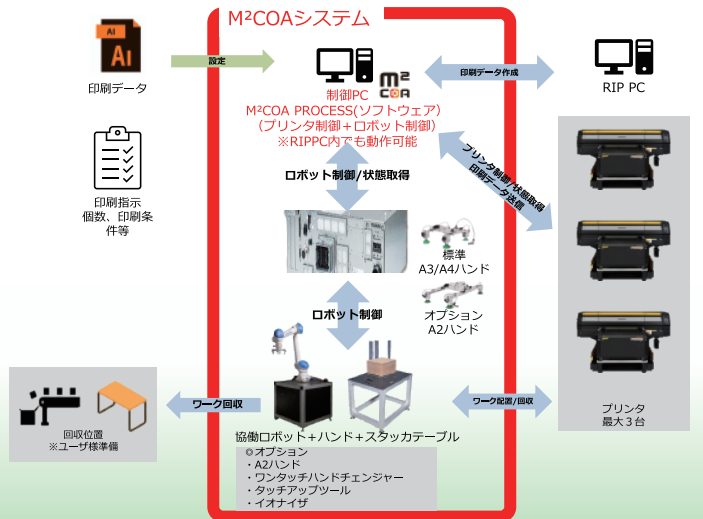
今後のスケジュール



対応プリンタ



OR



今回のおススメ

Mimaki 株式会社 ミマキエンジニアリング

テクニカルコールセンター 0120-106-114 受付時間9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休業日除く)

japan.mimaki.com

本社 / 〒389-0512 長野県東御市滋野乙2182-3

東京支社 〒141-0001 JPデモセンター 〒141-0001	品川区北品川 5-9-41 TKB 御殿山ビル 品川区北品川 5-5-25 Sumビル 2・3F 吹田市垂水町 3-36-15	Tel.03-5420-8680 Tel.03-5420-8680 Tel.06-6388-8258	長野営業所 〒389-0512	東御市滋野乙 1628-1	Tel.0268-64-2377
大阪支店 〒564-0062	札幌営業所 〒060-0031	Tel.011-200-5500	金沢営業所 〒920-0027	金沢市駅西新町 2-12-6	Tel.076-222-5380
仙台営業所 〒984-0825	札幌営業所 〒060-0031	Tel.011-200-5500	名古屋営業所 〒468-0052	名古屋市天白区井口 1-30-9	Tel.052-807-7501
北関東営業所 〒321-0933	仙台営業所 〒984-0825	Tel.022-352-5333	京都営業所 〒601-8122	京都市南区上鳥羽北塔ノ本町 12-2 長谷川ビル 1F	Tel.075-693-8960
さいたま営業所 〒330-0802	仙台営業所 〒984-0825	Tel.028-346-2802	神戸営業所 〒651-0083	神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 1F	Tel.078-291-5598
横浜営業所 〒222-0033	宇都宮営業所 〒321-0933	Tel.048-615-0110	広島営業所 〒731-0101	広島市安佐南区八木 1-7-25	Tel.082-873-8500
西東京営業所 〒192-0906	さいたま営業所 〒330-0802	Tel.045-478-0211	四国営業所 〒761-8054	高松市東ハゼ町 8-6	Tel.087-814-9901
	横濱営業所 〒222-0033	Tel.042-649-3877	福岡営業所 〒812-0041	福岡市博多区吉塚 5-11-15	Tel.092-612-1355
	西東京営業所 〒192-0906		沖縄営業所 〒900-0004	那覇市銘苅 1-2-22	Tel.098-975-9749